

東大阪市告示第 1 2 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 5 5 条第 2 項において準用する法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国帰国者支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定施術機関から変更の届出があったので、法第 5 5 条の 3 第 2 号（中国帰国者支援法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

東大阪市長 野 田 義 和

変更の届出があった施術機関

別紙のとおり

施術者コード	名称	住所	施術者区分	変更日	電話番号
0002336	わだち鍼灸院 J R 尼 崎院 大塚将也	兵庫県尼崎市潮江1丁目4 番3号 シティーハイツ尼 崎駅前1F 101号	はり・きゅう	令和8年7月1日	06-4950-7581